

関係私企業の範囲を議員の2親等以内の血族まで拡大

議員の政治倫理条例を制定



倫理条例起草委員

委員長	田中 翼郎
副委員長	柳谷 洋文
委員	伊藤 優子
委員	渡辺 明雄
委員	小林 秀彦
委員	高橋 孝夫
委員	松谷 福三

能代市議会議員政治倫理条例は、議会議案として6月定例会に提出され可決、7月1日から施行されました。

この条例の制定については、旧能代市議会・旧二ツ井町議会からの申し送りがあり、新能代市議会では議員懇談会や起草委員会での17回にわたる協議を経て、このたびの制定となりました。

条例は本則13条と附則からなります。また、あわせて施行規則を公布するとともに、条例の解釈指針も作成しています。

条例の概要は次のとおりです。

目的

議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、政治倫理の確立を図ることにより市民に信頼される民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

遵守事項

議員は、次の政治倫理基準を守らなければなりません。

- ① 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人又は企業等のために有利な取り計らいをしないこと。
- ② 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受ける恐れのある寄附等を受けないこと。

- ③ 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

- ④ 市職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。

- ⑤ 常に市民全体の利益の追求をその指針として行動し、その地位を利用して金品を授受しないこと。

審査請求権

市民及び議員は、議員が条例に定める遵守事項等に反する行為をしたと疑うに足りる相当の根拠があるときは、その根拠を示す書類を添えて議長に審査請求することができ、なお、市民が審査請求する場合は選挙権を有する市民50人以上の連署が必要である。

市工事の請負契約等の遵守事項

議員又は議員の配偶者若しくは2親等以内の親族が実質的に経営に携わっている企業は、市長及び市が出資する公社等との工事請負契約、業務委託契約及び物品購入契約等の締結を辞退するよう努めなければなりません。ただし、災害等の緊急の場合などは除かれます。

このほか、議員及び市民の責務、能代市議会議員政治倫理審査会の設置及び審査等、関係私企業等の届出義務などを定めています。

※この条例に関してご不明な点は、議会事務局にお問い合わせ下さい。

行政視察の受け入れは7市議会35名

議会では、議案の審査や事務に関する調査のほか、議員の調査研究のため行政視察を行っています。能代市には4月からこれまで県外から7市議会35名が訪れ、子育て支援などについて調査研究していました。

- 愛知県稲沢市 (すくすく子育てプラン)
- 千葉県柏市 (森林バイオマス発電)
- 茨城県下妻市 (ふれあいプラザ)
- 神奈川県相模原市 (子育て支援プロジェクト)
- 福島県喜多方市 (教育環境適正化)
- 埼玉県本庄市 (ふれあいプラザ)
- 愛知県豊田市 (産廃処理センター)

表彰状の伝達

○全国市議会議長会表彰

- ・議員在職20年以上
 - 武田 正広
 - 渡辺 芳三
 - 松谷 福三
- ・議員在職15年以上
 - 中野 清満
 - 今野 清
 - 柳谷 一男
 - 畠山 一男